

SEI NEN H O R I T S U K A 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N513
2013.11.25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

terra café kenpou ～継続は力なり～..... 國府朋江

京都地裁、ヘイトスピーチは人種差別と初判断..... 谷 文彰

—京都朝鮮学校差別的街宣事件

「究極の選択」を強いたのは誰か—原発賠償関西訴訟の提訴へ..... 中島宏治

ノーモア・ミナマタ第2次国賠訴訟はじまる..... 板井俊介

ロースクールの実情と法曹養成

司法試験の今日..... 山添 拓

第15回人権研究交流集会—震災復興—3・11から3年 私たちは何をすべきか

☐ 分科会紹介 原発問題分科会・復興問題分科会

2013年度第2回常任委員会(福岡)を開催..... 青法協弁学合同部会

☐ 地元企画「福島と水俣、玄海を結ぶもの～たたかい続けるということ、解決させないということ」

☐ 地元企画「憲法、人権と裁判官」



ハルビンの子ども

terra café kenpou

～継続は力なり～

福岡 國府 朋江

福

岡市中央区にあるお寺に、毎週火曜日二時から、二〇名程度が集まり、憲法の学習を行っています。主催しているのは、これまで憲法を勉強したことも、市民運動をしたこともない若者たちです。みんなでお寺に集まって楽しく憲法を勉強するということで、寺小屋と海女カフェ（あまちゃん）を掛け合わせ、それだけだとあまりに安直なので、「寺」と地球を表す「terra」をかけたところ、何とも楽しそうな名前の企画になりました。

きっかけは、原発なくそう！九州玄海訴訟の風船プロジェクトに「楽しそうな企画があるな」となんとなく参加した若者たちが、「憲法改正って大きな話題になってるけど、なんかヤバくね？」「でも、なにがヤバいのか分からん！」「弁護士に教えてもらったらいいんじゃないか？」と、弁護士を使って憲法を学びたいと風船プロジェクトで知り合った弁護士に声をかけたのが始まりです。

現

在は、二ヶ月に一テーマを選び、毎週の学習会では、テーマに関連するDVDを見た後、講師を呼んで講演してもらったり、憲法のテキストを使い、憲法の基礎的な勉強や、「写憲」（憲法の条文を書き写すこと）、逐条解説を行います。そして学習会の集大成として、テーマに関連

する場所に行くというサイクルで学習会を企画しています。「写憲」というのも、参加者が考え出したもので、読むだけでなく、書き写すことによって、憲法の文言についてじっくり考えることにつながる、という考えに依っています。DVDなどを見るだけでなく、憲法の基礎的な勉強や写憲を行うことで、純粹に憲法の勉強だけをしたい人のニーズにも応えることになります（ただ、純粹に憲法の勉強だけをしたいという人はあまりいません）。

九月に行った学習会では、伊藤真氏（伊藤塾長・弁護士）の憲法講演や、「戦争をきく」の視聴、原爆症認定問題に取り組む弁護士から被爆の実情を聞きました。その集大成として、九月二八日に長崎へのバスツアーを企画し、原爆資料館で被爆者からお話を伺い、岡まさはる平和記念館では、日本による加害の実態を学びました。

このバスツアーには、毎週の学習会への参加者を増やすという別の目的もありました。若者を学習会に誘っても、いきなりだとハードルが高く、面倒くさがられがちなのですが、まずは、「バスで長崎に行くよ！ ちゃんぽんとか海鮮丼を食べよう！」というふれこみで誘います。楽しそうな雰囲気にならなければ、現地では被爆の問題などに触れてもらったり、すでに学習会に参加し

ている別の参加者らが、当然のように憲法のことについて話しているのを聞いて、憲法に興味を持つてもらうのです。憲法に興味を持ってもらったところで、「毎週火曜日に、憲法勉強したり、DVD見たりしてよ、終わった後には飲み会してよ」と、誘うという手法です。この手法も、主催者が友人たちと話している際の反応を見て考え出したものです。

一〇月からは、中国残留孤児に焦点をあて、帰国者から直接話をうかがうという企画が進められています。今後も、労働問題、原発問題、基地問題、日韓問題、環境問題、ハンセン病問題、生活保護問題など、様々なテーマで学習会を企画していく予定です。

二

の学習会の主体は、憲法を学びたい若者たちで、弁護士は「こんな社会問題もあるよ」と提示し、憲法との関係を解説するぐらいです。テキストも、自分たちで伊藤塾の無料テキストを探してきました。現地へ行く企画も、一から自分たちで企画します。

このように、今まで憲法の勉強もしたことなければ、市民運動もしたことのない若者が、自

分たちで企画を立てて実践していき、憲法についての理解が進むだけでなく、自主的に活動していくようになっていったというのが、terra café kenpouの特徴です。

また、毎週火曜日に定期的に集まり、二時間程度の学習会を続けていることも大きな特徴だと思います。DVDを見る等の企画をしているため、憲法の逐条解説などは少しずつしか進みません。二時間程度と限られた時間なので、一回に取り上げるDVDは一本だけです。しかし、これを二カ月間、毎週続けることによって、社会問題に対する深い理解が得られます。毎週開催されるので、一回出席できなくても、同一テーマに関して、十分な学習をすることができます。

terra café kenpouに出席するだけでも、一定の学習効果があるのですが、出席者の中には自分での学習を進めて、今や、論点についての知識もかなり得ている人もいます。このように、毎週学習会をすることによって、知識欲が高まり、自発的な学習が進むという副次的な効果もあるようです。

学習会の後には、必ず飲みに行くのですが、こ

わされます。なので、学習会の中ではDVDを見るだけだったとしても、その後にお酒の力も借りつつ、楽しい議論ができる場が確保されているのです。最近では、参加者に留学生が多くなってきており、異文化交流の場にもなっています。

少

人数で始まったこの企画ですが、回を重ねるごとに人数が増え、今や毎回二〇人ほどの参加者があります。それもこれも、毎回趣向を凝らして学習会を企画し、継続してきたからなのだと思います。これからもterra café kenpouは活動を継続していきますので、温かく見守ってくださいます。

京都地裁、ヘイトスピーチは 人種差別と初判断

— 京都朝鮮学校差別的街宣事件 —

京都 谷 文彰

◇ヘイトスピーチに初の賠償命令

「ヘイトスピーチ」は、一九八〇年代にアメリカで使われるようになった比較的新しい言葉である。本来的には、人種・民族・性などの属性を理由として、同属性を有するマイノリティもしくは個人に対し、差別・憎悪・排除・暴力を扇動し、または侮辱する表現行為を指しており、ともすれば訳として用いられる「憎悪表現」では本質を見誤るおそれもある。自由人権規約や人種差別撤廃条約で用いられる「差別扇動」(incitement to discrimination)と理解する方が適切であろう。

私は、こうしたヘイトスピーチに対して日本で初めて違法性と人種差別性を認定し、高額の損害賠償と学校周辺での街宣等の禁止を命じた判決(京都地判平成二五年一〇月七日)を担当した弁護団の一員である。

◇子どもたちの心を抉った ヘイトスピーチ

事案の詳細は他に譲るが、大要、二〇〇九年二月、子どもらの在学中に「在日特権を許さない市民の会」らが京都朝鮮第一初級学校(当時)に押し寄せ、「スパイの子ども」「朝鮮人は人ではない」などと一時間にわたって拡声器を用いるなどして大音量で差別的街宣を行ったことに端を発する事

件である。その様子は彼ら自身の手によって撮影され、インターネット上にアップロードされ、インターネット上で現在も新たな被害を生み出し続けている。

今回の事件の最大の特徴は、実際に授業が行われており子どもたちが学んでいる平日の学校前で行われたという点である。子どもらは極度の恐怖から平静を失い、泣き出し、人格を深く傷つけられ、夜泣きや夜尿をするようになり、あるいは一人で登校することができなくなり、さらには朝鮮学校に通うことを嫌がる子も現れた。幼少期に大人によって刻みつけられた筆舌に尽くし難い心の傷は、今後子どもたちをどれだけ苛み続けるのであろうか。また、影響は教員や学校自体にも及び、退職を余儀なくされる者や学校への志望者の減少、地域との関係悪化など様々な悪影響が発生している。子どもたちや学校関係者は、単に「ヘイトスピーチ」の一言では表現できないほどの深刻な被害を受けているのである。

◇京都地裁判決の概要

これに対して京都地裁判決は、在特会らの言動は業務妨害かつ名誉棄損であると同時に、「在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える意図のもと、在日朝鮮人に対する差別的発言を織り交ぜてされたものであり……全体として人種差別撤廃条

約一条一項所定の人種差別に該当するものという
ほかない」と判示した上で、表現行為として許容
される旨の在特会らの主張については、そのよう
な言動が「専ら公益を図る」目的でされたものと
は到底認めることはできない」と一蹴した。

そして、「わが国の裁判所に対し、人種差別撤
廃条約二条一項及び六条から、同条約の定めに適
合する法の解釈適用が義務付けられる結果、裁判
所が行う無形損害の金銭評価についても高額なも
のとならざるを得ない」として高額の損害賠償を
認め、さらには今後も「同様の業務の妨害及び名
誉棄損がされる具体的なおそれが認められる」と
して、大部分の者に対して朝鮮学校周辺での街宣
行為等の禁止を命じたのである。

◆ヘイトスピーチのもたらす害悪

ヘイトスピーチのもたらす害悪は極めて重大で
ある。

第一に、歴史的に形成され、日常的にも差別を
受けて民族的・人格的尊厳やアイデンティティを
傷つけられている被差別対象に対して行われるも
のであるが故に、恐怖やPTSD、呼吸困難など
の精神的・感情的苦痛をもたらす。また、対象集
団の言動を萎縮・自己制約させるといふ影響も有
しており、とりわけ表現行為へのマイナス影響は
大きい。対象集団はマイノリティであるため社会

内で不利な立場にあり、対等な立場で反論を行う
ことはもとより困難であるが、反論を行うことに
よってかえって注目を集めることになり、より深
刻な攻撃を受けるおそれが強いためである(そも
そも、「死ぬ」「叩き出せ」という表現に、どのよう
に反駁すればよいのであろうか)。

第二に、ヘイトスピーチ自体が差別の一部であ
ると同時に、偏見をステレオタイプ化して差別構
造を増悪させる効果を有する。その結果、差別を
強化し、憎悪を充満させ、究極的にはジェノサイ
ドや戦争に至る可能性もあり、このことはナチス
の歴史を振り返れば明らかである。日本でも、関
東大震災後に数千人の朝鮮人を虐殺するという事
件があったのであり、決して他人事ではない。

◆ヘイトスピーチに対する諸外国で の法規制と日本政府の認識の欠如

このような害悪の重大性やナチスの歴史への反
省などから、国際的には、ヘイトスピーチに対す
る法規制の必要性は共通理解となつていくといっ
てよい。例えば自由権規約二〇条二項が差別を禁
止し、人種差別撤廃条約二条・四条が「あらゆる
形態の人種差別を撤廃する」ことを条約締約国に
義務付けているとおりである。

ヘイトスピーチの規制については表現の自由か
ら消極意見も強いが、国際的には両者は両立する

と考えられており、むしろ表現の自由を守るため
にこそヘイトスピーチ規制が必要と考えられてい
る。ヘイトスピーチはその性質上、被害者側から
の反駁が困難であり、多くの被害者が沈黙を強い
られることによつて表現の機会そのものを奪われ
ているという現実があるからである。そのため、
多くの国ではヘイトスピーチないしヘイトクライ
ム(差別的動機によつて行われた犯罪)を規制す
る法制度を有している。

しかし日本は、ヘイトスピーチを規制する具体
的な法制度を有していない。その理由として、法
規制をしなければならぬほど明白な人種差別行
為が行われている状況にはないことを政府は挙げ
ているが、いわゆるチマ・チヨリ事件や、新大
久保や鶴橋などで在特会らが「殺せ」「叩き出せ」
「ゴキブリ」などと繰り返しデモを行っていること
を考慮すれば、日本政府の認識は誤りであるとい
う他ない(ただし、そのことと法規制の是非とは
別個の問題であろう。本報告はその点について何
らかの結論を述べるものではない)。

◆今後に向けて

日本政府は人種差別撤廃委員会に対し、刑事
事件について、「レイシズムの事件においては、裁
判官がしばしばその悪意の観点から参照し、それ
が量刑上考慮される」と答弁している。そのよう

な実態があるかどうかはともかく、今回の判決は、表現の自由を強く保護する現在の日本の法制度の中でヘイトスピーチからいかにマイノリティを保護していくかという困難な課題に対し、一つの答えを提示したものとしても評価することができよう。今回の判決を機に、深く傷つけられた子

どもたちの心が少しでも癒されることを願うばかりである。

しかし、在特会側は京都地裁の判決を不服とし、大阪高裁に控訴を行った。今後は舞台を控訴審に移してたたかいが続くこととなる。ヘイトスピーチを日本社会から根絶し、子どもたちが安心

して学ぶことのできる環境を護るため、弁護団一同全力を尽くす所存である。最後になるが、みなさまのこれまでのご支援・ご協力に感謝申し上げますとともに、より一層のご支援・ご協力を心よりお願いして、報告とさせていただきます。

「究極の選択」を強いたのは誰か ——原発賠償関西訴訟の提訴へ

大阪 中島 宏治

二〇一二年三月一日に発生した東日本大地震から二年九ヶ月が経過しようとしている。残念ながら、なかなか復興が進まない。津波による被害、原発事故による被害については、長期化する様相を見せている。

原発事故発生と避難

震災直後、三月一日一九時〇三分に政府によって原子力緊急事態宣言が出されたものの、その

情報は十分に伝わらず、多くの人は放射性物質の飛散する地域に居住しながら、本件事故が発生しているということに気付いていなかった。

避難者の中には、とにかく避難したほうがよいという情報だけを頼りに、状況を把握できないまま、避難指示とは無関係に避難を始めた者も少なくなかった。

避難指示を聞いて避難を始めた者であっても、本件事故による避難であることが伝わっておら

ず、結局、避難者は、お互いメールなどで情報交換しながら、なぜ避難しなければならないのか、どこに避難すればよいのか、いつ戻れるようになるのかもまるで分からないまま、貴重品も持たずに、とにかく着の身着のまま、混乱の中の避難を余儀なくされた。

強制避難区域外の避難者の多くは、考え抜いた末、苦渋の決断として、避難に及んだ。彼らは、被ばくによる健康への影響についてさまざまな情



2013年9月17日、大阪地方裁判所に提訴する様子

報が飛び交い、国や東京電力からの情報も信じられない中、仕事や学校など様々な場面で築いてきた人間関係、住み慣れた地域や故郷を失ってでも、あるいは、父親と母子が離れ離れになる二重生活を覚悟してでも、被ばくを避けたいという思いから、悩みぬいた末に避難を決断した。

被害者の中には、家族を支えるために仕事を続けなければならないなどの理由で家族のみを避難

させ、自らは留まる決断をした者もいた。

彼らは、家族を被ばくから少しでも守りたい、できることなら家族全員で避難したいという葛藤の中、家族の生活のために仕事を辞めるわけにはいかず、自らは被ばくにさらされながら、家族と離れて暮らすという苦渋の決断を強いられた。

関西に多い区域外避難者

二〇一三年九月一七日、福島第一原発事故により関西に避難した被災者（地元に残っている家族も含む）八〇名（二七世帯）が、東京電力と国に対して、損害賠償請求を大阪地方裁判所に提訴した。

同様の訴訟は、福島地裁、福島地裁いわき支部、東京地裁、千葉地裁、札幌地裁、名古屋地裁、新潟地裁、山形地裁、群馬地裁においてすでに提訴されており、大阪地裁と同じ九月に京都地裁、神戸地裁でも提訴がなされた。原告は総勢四〇〇〇名を越えており、今後ますます増える模様である。

国は、一般人の被ばく上限が年間一ミリシーベルトとされているにもかかわらず、年間二ミリシーベルト未満であれば生活には支障がないかの如く喧伝し、警戒区域等を再編した。このような、帰還しないことが不当であるかの如き政策を推し進める結果、避難者やその家族は取り残さ

れ、避難を選択せずに滞在を続けた者は放置されている。

避難を選択するのか、あるいは滞在を続けることを選択するのか、究極の選択を強いたのは誰であらうか。関西には、母と幼い子が福島及びその周辺地域から避難し、他方で夫が避難せずに滞在する、いわゆる「母子避難」とよばれる家族を多くみかける。

骨抜きにされつつある子ども被災者支援法

二〇一二年六月に成立した子ども被災者支援法について、国は、二年五カ月以上も具体的な支援を実施するための基本方針案すら提示しなかった。二〇一三年八月三〇日になってようやく基本方針案が提示されたが、これは被害者の意見聴取を行わずに策定されたものであり、被害者の思いにこたえたとはいえない。しかも、対象地域は福島県浜通りと中通りに限定され、その内容も、ほとんどは既存政策の羅列に過ぎず、居住の継続、避難、避難先から帰還のいずれの選択を行う場合であっても適切な支援を行うという子ども被災者支援法の理念を実現できるものではない。

審査会とADRの現状

原発事故の被災者が、補償や救済を求める場

合、東京電力に対する直接請求、「原子力損害賠償紛争解決センター」(ADR)、訴訟の三つの方法がある。このうち、前二者においては、原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という)が策定した「指針」が重要な役割を果たしている。

現在、「中間指針」とその追補が公表されており、これらの指針においては、多数の損害項目を挙げて、それぞれについて算定の基準が示されている。中間指針以降、その後の追補によって、少しずつ損害項目が広がっていったとはいえ、本件のような原発事故被害を持つ、被害規模の大き

さ、被害の継続性・長期性、生活の根底からの破壊を引き起こすといった特質が踏まえられているのか、大いに疑問がある。

東京電力は、前記の指針があたかも被害補償の上限であるかのような姿勢を続けている。ADRも紛争解決の方法が和解あつせんであるため、東京電力が回答する内容を大きく上回る和解案をなかなか示そうとしない。

そのため、残念ながら、東京電力に対する直接請求やADRでは、本件のような原発事故被害が持つ特質を生かした解決が期待できないことが、

次々と明らかになっていった。

そもそも、前記審査会は、国が設置した機関である。加害者の立場にある国が決定した補償基準である前記指針によつては、適切な被害補償が期待できない。

このような状況の中で、関西に避難した被害者たちも、全国の被害者の提訴に呼応して、東京電力と国に対して、個人の尊厳の回復を実現するため、本件訴訟に及んだ。各地の連携、運動論の構築が急がれる。

ノーモア・ミナマタ 第二次国賠訴訟はじまる

熊本 板井 俊介

1 すべての水俣病被害者への賠償 実現のため

二〇一三年六月二〇日、水俣病不知火患者会の

会員四八名は、チソン株式会社、国及び熊本県を被告として、総額二億一六〇〇万円(原告二名につき四五〇万円・慰謝料四〇〇万円と弁護士費用五〇万円)の賠償を求めて、熊本地方裁判所に提訴

した。

国及び熊本県に対して、水俣病の拡大責任を認め、二〇一四年一〇月二五日の水俣病関西訴訟最高裁判決の後、「すべての水俣病被害者救済」を求

めたノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟は、二〇一二年三月、約三〇〇〇名の原告が勝利和解を勝ち取り終結した。

しかし、いわゆる水俣病特措法の審査では、到底取得できないような過去の書類の提出がなければ、「曝露要件充たさず」として検診もせずに非該当とされるなど、特措法の非該当処分にはおよそ正当性は認められない。にもかかわらず、熊本県・鹿児島県は環境省の意向に従い特措法の非該当処分に関する不服申立手続（異議申立）さえ認めないという暴挙に出た（ただし、新潟県の泉田裕彦知事は、異議申立てを受理し審理を開始しており、その結果は注目に値する）。

また、国が、二〇一二年七月、患者団体の強い反対を押し切り特措法の申請期限を締め切ったことにより、未だ申請に踏み切れなかった潜在被害者が多数残されている。

さらに、二〇一三年四月一六日、最高裁は、二名の水俣病患者を認定すべきとして、国の認定制度の運用を断罪したが、その後も認定制度の改善が見込める状況にはなく、認定制度において被害者が救済されることも困難である。

チツソは分社化の手続途上にあるが、被害者を放置して加害責任を免れさせるわけにはいかない。

原告らは司法の場において、地域や年代での不

合理な線引きを突破し、「すべての被害者救済」を実現すべく、本訴訟を通じて「司法救済制度」を確立し、裁判所に救済対象者の判断権を与えた上で、一時金のほか、月々の療養手当、医療費の支給を含む三点セットによる賠償を勝ち取ろうとするものである。

2 正気を疑う被告チツソの求釈明 — 第一回口頭弁論における応酬 —

二〇一三年九月二〇日の第一回弁論において、被告チツソは驚くべき求釈明を行った。すなわち、被告チツソは、要するに「平成二三（二〇一）年三月に和解終結したノーモア・ミナマタ訴訟において、解決時に際して支払われた加算金（三四億五〇〇万円、なお、和解条項上は「時金」である）は、実質的には、行政認定が得られない、あるいは、水俣病特措法の対象外とされた者の救済のために、原告らが加入する不知火患者会に支払われたものであるから、不知火患者会の会員から構成されている本訴訟の原告らも、本来であればその加算金から救済されるべきである。したがって、原告らにおいて、『原告らに対して、加算金の中から何らかの金員が支払われているのか、支払われていないのであれば三四億五〇〇万円の使途内容』の説明を求める」というものである。

これに対し、原告らは、第一回弁論当日、以下

の内容の反論書を提出して、被告チツソの求釈明自体の撤回を求めた。

(1) 被告チツソの「求釈明」は、言いがかりもいところである。

被告チツソは、「ノーモア・ミナマタ国家賠償等請求訴訟」の和解（平成二三（二〇一）年三月二五日など）に関する事項について、回答を求めている。

しかしながら、当該和解の条項を読めば明白なように、当該和解は、当該訴訟の「原告ら」と、被告チツソをはじめ当時の被告らとの間での和解であった。

今回の訴訟の原告らには、先の訴訟の原告であった者はただの一人もいない。先の和解に拘束される者など一人もないのである。

また、先の和解の当事者は先の訴訟の「原告ら」であり、加算金も先の訴訟の「原告ら」に支給されたのであった。水俣病不知火患者会は、和解の当事者でもなければ、加算金の支払先でもない。

以上は、和解条項を一読すれば直ちに読み取れるのであり、そこに読み誤りが生ずる余地はない。今般、新たに立ち上がった原告らに対しては、回答を求める法理も道理も何もないことが明白である。そうであるにもか

かわらずなされた被告チツソの「求釈明」は、筋違いの言いがかり以外の何物でもない。

(2) 被告チツソの無反省と姑息な訴訟戦略

(中略) 水俣病の歴史は、加害者が、被害に向き合わずに逃げながら、なんとか責任をとらずに済ませようとしてきた歴史であった。そのような加害者の無反省の態度に対し、被害者は何度でも立ち上がってきたし、加害者は何度も断罪されてきたのであった。

被告チツソが今般のような態度でいる限り、被害者は必ずや立ち上がってくるし、被告チツソは何度でも断罪されるであろう。

どうか、真面目にやってほしい。そして、被害に向き合ってほしい。

(3) 以上のとおり、被告チツソの「求釈明」は、本件訴訟と何ら関連を有しないから、ただちに撤回を求める。

以上

法廷では、菅一雄会員(五九期)、村上雅人会員

(六〇期)らが口頭にて鋭く批判した結果、中村心裁判官から、被告チツソに対し、「(原告らの反論を踏まえて)加算金の支払いに関して、その法律構成について検討されたい」と指摘された。次回弁論における被告チツソの対応は不明であるが、このような主張が行われること自体、水俣病問題

における加害者側の異常性が示されているといえるべきである。

3 直ちに第二陣提訴へ

―三二名の第二陣追加提訴

第一回弁論の一〇日後である二〇一三年九月三〇日、新たに三二名の水俣病被害者が追加提訴を行い、原告は合計一八〇名となった。今回の提訴では、その約八割が対象地域外、あるいは、一九六九(昭和四四)年以降に生まれたため対象外となる者であり、さらに、自分の身体被害が水俣病に基づくものであることを知った時には、すでに水俣病特措法の締め切り後(二〇一二年七月三一日)であった者も含まれている。

このように、対象地域外、年代の制限、特措法の不当な申請打ち切りなど、水俣病特措法の運用の不当性を通じて、水俣病問題が孕む多くの論点が本訴訟で問われることになる。

4 全国的な支援を

熊本現地では現時点において、園田昭人弁護士を団長として三四名、福岡から三名、大阪から一〇名、東京から二名が弁護団に参加している。また、新潟においても訴訟をめざす動きがある。しかし、これらの地域に止まらず、一九五五(昭和三〇)年代以降、水俣周辺地域から全国に転出

した水俣病被害者は多数存在していることは明らかであり、本訴訟においては、これらの未救済患者を発掘し、被害実態を訴えることが重要である。

水俣病の最終解決のために青年法律家協会会員各位のご理解とご支援を頂ければ幸いである。



司法試験の今日

東京 山添 拓

1 司法試験の試験問題は 変化したか

新司法試験が始まって、今年で八年目となる(二〇二二年に旧試験が廃止され、「司法試験」となった)。試験問題は、この間、どのように変化してきただろうか。

ロースクールの実情と 法曹養成

ここに、二〇一三年五月に実施された司法試験の刑事訴訟法の論文式試験問題がある。A 4、二ページ強の問題文に資料の実況見分調書が付され、設問は二つ。「逮捕①及び逮捕②並びに差押えの適法性について、具体的事実を摘示しつつ論じなさい。」という設問1と、「別紙

1及び別紙2が添付された実況見分調書の証拠能力について論じなさい。」という設問2である。受験生は、設問を見ただけで、書くべきことが割と多いと悟る。大問二つと言いながら、実は設問1は三つの小問であり、設問2も少なくとも二つ以上の小問に分かれる(別紙1は、さらに区別して論ずる必要がある)。二時間で問題分析と答案構成、そして論述をこなすには、相応のスピード感が要求される。これを受験生の間では、「事務処理能力」と言う。

こうすると、書くことがたくさんあり時間が足りない。メリハリをつけて論じることが大事な問題だった。その意味では、違法捜査がどこに潜んでいるかわからない実務と相通じる問題でもあった(と思われる)。その後試験問題は、徐々に書くべき対象が絞られ(受験生からすれば明確になり)、かつ、たくさん設問に次々答える「事務処理能力」がより強く求められるようになった(と思われる)。試験後に法務省が公表する「出題の趣旨」や「採点実感」も、当初は解答に当たった姿勢やロースクールにおける勉強の仕方に注文をつけるものが多かったが、最近ではどの論点について何を書くべきかを細かく指南するものが多い。

2 司法試験は今後どのような 変更が検討されているか

こうした試験問題のあり方については、それ自体に賛否やさまざまな意見があり得る。私自身は、実務に就くようになってみると、「事務処理能力」が司法試験段階での必要条件であるとは思えないが、どうだろうか。

一方で、政府の法曹養成制度検討会議のとりまとめ(二〇一三年六月二六日)が司法試

験について関心を寄せているのはかなり局所的な問題で、①受験回数制限、②方式・内容、合格基準・合格者決定、③予備試験制度の三点である。

ボリュームとしては②が一番少なく、短答式試験の科目削減や、選択科目廃止を二年以内に検討するという。旧試験より科目が増え「受験者の負担が重いため」ということのようなが、それは新試験の当初から分かっていて、二〇二二年から始まった予備試験は、司法試験の受験資格を得るための「予備」試験であるにもかかわらず、本番以上の科目数が課せられるが、そのことと「負担」とはどう関係するのか。

法曹養成の重要な通過地点である司法試験について、新試験でどのような能力が試されているかの議論がなく、したがって、どのような能力・資質を備えた法曹を試験を通して育てるかの検討を経ることなく、法曹人口や合格率を大々的に論じる「検討会議」の議論は、場当たり的な発想という印象がある。

3 ロースクールと司法試験の今日

本稿はロースクールと法曹養成がテーマで

あるから、最後にこの点に触れたい。

私は、弁護士登録後、出身ロースクールでA A（アカデミック・アドバイザー）をしている。答案添削やゼミでロースクール生や修了生の勉強をサポートしているが、そこで感じるのは、学生の多くがロースクールの講義だけでは合格できないと考えていることである。単に独習の時間が必要だということではなく、もっとノウハウ的な、「書き方」や「模範解答」を欲している学生が多い。したがって、これらを提供する予備校や「予備校本」が幅を利かせる。A Aゼミに多くの学生が参加するのも、講義では答案が書けるようにならないという悩みの表れであると思う。ロースクール修了生の合格率が二五パーセント前後である一方で、予備試験合格者の司法試験合格率は二〇二二年六八・二パーセント、二〇一三年七一・八パーセントであった。試験問題の変化もさることながら、ロースクールがその試験に合格する力をつける場になっていないとすれば、制度としてはかなり深刻な矛盾を生じている。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として — 弁学合同部会40年の軌跡 —

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

福島原発事故による損害の捉え方

原発問題分科会

福島原発事故によって設定された警戒区域は、現在、「帰還困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」の三つに再編されており、「避難指示解除準備区域」からの避難者の方々は、近い将来、自宅へ戻るよう促され、それに伴い、東京電力からの避難慰謝料などの賠償は、打ち切られることが予想される。

現在、原発事故によって避難生活を強いられた方々が原告となり、福島地方裁判所ほか各裁判所・支部で、集団訴訟が提起されているが、それら訴訟の中でも、避難指示解除後の損害をどのよう

第15回 人権研究 交流集会 あと4カ月

に捉えるかが大きな課題となっている。すなわち、東京電力や国の理屈は、「除染を行った結果、放射線による健康影響の心配はな

くなったのであるから、もはや避難を続ける合理性は消滅している（避難指示解除以降は賠償の対象とならない）」というものである。

しかし、現実には、①たとえ帰還したとしても、元通りの故郷が再現されるはずもないし、また、②放射線による健康影響は、科学的に不明確な部分が多く、たとえ低線量であっても、人々の不安感はぬぐえない。

そこで、本分科会では、二つの視点で、福島原発事故による損害の検討を試みる。

(1) コミュニティ論（担当：鳥海 準）

人々は、家族、学校、職場、地域など、様々なコミュニティと関わりを持つことで、人格を発達させ、平穩に生活している。しかし、福島原発事故は、人々とこれらコミュニティとの関わりを、不可逆的に破壊した。個別損害（家財、不動産、就労損害などの）積み上げによつては、この被害の

全貌を正しく捉えることはできず、そのために、新たな損害論（コミュニティ論）の構築が求められている。

本分科会では、まず、コミュニティの持つ意義として、コミュニティの形成過程、構成要素を紹介する。次に、コミュニティの機能として、生命活動、職業活動、家庭生活を紹介する。最後に、原発被害訴訟において、コミュニティ論を権利侵害へどのように結び付けるのかを、人格権（平穩生活権、人格発達権）の観点から考察する。

(2) 不安感・避難ストレス（担当：鳥飼康二）

福島原発事故による避難者が直面している精神的ストレスについて、複数の精神科医や心理学者によつて、その特徴が分析されている。たとえば、「恐ろしさ因子」として、制御困難性、帰結の致死性、世界的な惨事の可能性、リスク削減の困難性、将来世代への影響、非自発性、不平等などが挙げられ、「未知性因子」として、観察が不可能、曝されている人が理解困難、影響が晩発性、リスクの新しさなどが挙げられる。そして、避難者の精神的ストレス（心理的ストレス反応尺度）を調査した結果では、男女とも八〇パーセント弱の避難者が、高いストレスを感じていると報告され、また、福島県内の精神科を新たに受診した患者のう

ち、福島原発事故と関連が疑われる患者は、三〇パーセント近いことが報告されている。

一方、東京電力や国は、「被ばく」の程度は、喫煙、肥満、野菜不足などの健康リスクよりも低い」「東京―ニューヨークを飛行機で往復すると、宇宙からの放射線によって〇・二ミリシーベルト被ばくする」などという「リスク比較論」を展開し、放射線に対する不安感や、避難指示解除後の避難の合理性を否定しようとしている。

しかし、果たして、「リスク比較論」によって、人々の放射線に対する不安感は解消するのであるのか？ 自ら選択したライフスタイルに伴う健康リスクと、原発事故によって意図せず負わされた健康リスクを比較することに、意味はあるのだろうか？ このような「リスク比較論」の背景には、心理学でいう「欠陥モデル（人々がリスクを正しく理解せず、望ましい社会合意に至らないのは、人々の理解が適切ではないためであり、彼らに科

学知識を与えれば問題が解決される、という考え方」がある。

本分科会では、このような「リスク比較論」や「欠陥モデル」が、不安感や精神的ストレスを解消する効果があるのかどうかについて、心理学や精神医学の研究例を紹介しながら検討する。

（東京 鳥飼 康二）

被災地の真の復興とは？

～住宅問題、集団移転、医療費など、住民本位の復興を考える～

復興問題分科会

1 はじめに

東日本大震災から三年を迎える二〇一四年三月

二一日（金）から二二日（土）に、震災の最大の被災地の一つである宮城県石巻市で、第一五回人権研究交流集会が開催されることになった。全体会では、被災地のかかえる復興に関する諸問題について網羅的・全体的に検証していくことを目的と

しているが、さらに深く被災地の現状や復興に関する問題を検討していくことを目的として、復興問題分科会を開催することにした。

2 被災地の現状及び復興分科会

企画の趣旨

東北沿岸を中心とする被災地では、多くの住宅が流失・倒壊し、仮設住宅の建設戸数は、最大規

模の被災地石巻市だけでも七〇〇〇戸以上にもなる。そして、震災から二年半以上も経った現在でも、仮設住宅の入居率は九〇パーセントを優に超えている。私の依頼者にも仮設住宅の居住者が多くおり、実際仮設住宅に伺ったこともあるが、仮設住宅の居住環境は、劣悪そのものである。窓が少なく換気しにくい構造から湿気や結露によりカビが発生しやすい。薄い鉄板の壁であることから隣家・隣室の騒音被害にさらされ、または騒音被害を生じさせないために必要以上に気を遣って生活しなければならない。居住者数に全く見合わない部屋数及び部屋の広さであり、収納もほぼないことから、荷物で足の踏み場もない等である。このような住環境から、健康被害も多数発生している。また、劣悪な住環境によるストレスや、荷物置き場の陣取り、騒音被害等の近隣トラブルも

第15回 人権研究 交流集会 あと4カ月

被災者の医療費免除制度が岩手県、福島県で継続しているにもかかわらず、宮城県だけ打ち切りになった。前記のように、仮設住宅に住む住民等を中心に、震災に起因して健康を崩す住民がまだ後を絶たない現状を把握していないか、把握しつづも見て見ぬ

ふりをした措置と言わざるを得ない。その他、行政は、無駄なインフラ整備、巨大な防潮堤建設、震災便乗としか言いようのない施策に資金を優先的に支出しているのが現状なのである。

復興分科会では、このように、被災地の諸問題のうち、特に被災地の住まいを中心とした生活に関する現状を把握することを第一の目的としている。その上で、法律家が、被災者の生活再建のために何をすべきか、何ができるのかを検証していくことを予定している。

3 復興分科会の内容

まず、被災地の住環境等の改善に向けて市民の中心になって活動してきた、「住まいと復興を考える会連絡協議会」代表の佐立昭氏を講師に招き、震災後からの復興状況、住まいに関する現状と課題等について講演していただく予定である。また、現場からの報告として、仮設住宅の自治会長や同住民、及び新建築家技術者集団宮城支部の方に仮設住宅の現状等について報告していただく予定である。

そして、講師と分科会参加者において、被災地の復興に関する課題、住環境改善のための今後の課題等についての議論をしていく予定である。

住民主体の復興を実現するために、今後法律家に何ができるのかを考える良い機会になるので、ぜひともご参加いただきたい。

第15回人権研究交流集会 (in 石巻) にご参加ください 震災復興—3.11から3年 私たちは何をすべきか

と き ○2014年3月21日 (金) 全体会13時～17時 懇親会18時～20時

○2014年3月22日 (土) 分科会 9時～12時

オプションツアー (分科会終了後半日または23日まで)

ところ ○石巻中央公民館 (全体会・分科会)

電話 0225-22-2970 FAX 0225-21-6050

*分科会は、中央公民館のほか石巻市総合体育館・石巻市役所 労働会館で行います。

参加費 弁護士協力券 5,000円／一般参加券 500円

(宮城県 松浦 健太郎)

福岡支部地元企画

馬奈木昭雄会員講演

福島と水俣、玄海を結ぶもの

「たたかい続けるということ、解決させないということ」

福岡 徳永 由華



講演する馬奈木昭雄会員

二〇一三年九月三～四日に福岡市で、青法協弁学合同部会第二回常任委員会が開催されました。その第一目に、馬奈木昭雄弁護士が「福島と水俣、玄海を結ぶもの」と題してご講演されました。

ここでいう玄海とは、福島第一原発事故を契機として、二〇一二年一月、九州電力と国を被告として、佐賀県にある玄海原発の廃炉等を求めて佐

賀地方裁判所へ提訴した「原発なくそう！九州玄海訴訟」です。同訴訟の弁護団には、全国の会員弁護士が多数所属していますが、福岡・佐賀を中心とする九州の会員弁護士が実働を担い、一人原告をめざし（二〇一三年八月九日の第七陣提訴まで原告六九五四名）、集会や勉強会を行ない、原告拡大を図っています。

この「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団の中心の一人であり、公害事件などで全国をリードする馬奈木先生のご講演ということもあり会場は満員でした。

公害病の水俣と原発の福島・玄海がどう結びつくのでしょうか。この講演会の直前、馬奈木先生は「よみがえれ！有明訴訟」の弁護団長として行政と開門交渉を行ってきたそうです。その席上、行政側が控訴を自ら断念したにもかかわらず、司

法と行政は違う等と主張して開門しないと理不尽な回答をしたので猛反論してきたとのことでした。その熱気も冷めやらぬ特にエネルギーシナ講演となりました。

1 早期解決すれば救済できるのか

馬奈木先生は、一九六九年に弁護士登録され、その年に提訴された水俣病弁護団に所属し、水俣に移住して被害掘り起こしに奔走されました。提訴から四四年、今なお、「水俣病のたたかいは続いている。解決しないのではなく、解決させないんだ」と力強く訴えます。

そして、水俣病は二〇〇年戦争、あと五〇年で最後の患者の一人まで辿り着けるのか、なお疑問であり、福島第一原発も同じく、被害回復に二〇〇年以上かかるのではないかと言います。国・加害企業が言うところの解決とは、これまで通利潤をあげ続けられるように被害者を黙らせること。だから、被害者は絶対に黙らない、終わらせるわけにはいかないと言います。

国・加害企業は、比較的わずかな金額で一部の被害者と和解や補償を行ない、被害者を黙らせて、操業を継続するのです。これは、水俣病だけでなく、多くの公害病、そして現在の福島第一原発でも、いまだ被害が拡大し続けているにもかかわらず、周辺住民へ補償を済ませ全国の原因再稼

働を狙っていることへも通じます。

まだ国や加害企業の言うような「解決」を許すわけにはいきません。

2 被害と加害は表裏の関係

水俣病といえば、激しく痙攣する患者の映像を思い起こし、なんて酷い症状なのかとショックを受けたものです。しかし、馬奈木先生は、それが水俣病被害の本質ではないと言います。

水俣病とは、巨大な環境汚染による地域破壊の総体であり、人体被害は環境被害のピラミッドの最上部のわずかな一角にすぎないのです。そう捉えなければ真の救済・解決は図れないのです。

公害裁判は、被害に始まり被害に終わると言われますが、馬奈木先生は、水俣病によつて引き起こされた被害を究明するには、被害と加害が表裏の関係にあるのでこれらの被害を生み出した加害構造を究明しなければならぬと言います。

公害裁判では、国・加害企業は被害・加害行為を徹底して隠します。そのため、原因は徹底して隠蔽され、原因究明を徹底して妨害されます。最高裁が、今年（二〇一三年）四月、水俣病の国の認定基準を誤りと判断したことは記憶に新しいですが、水俣病の被害が五〇年たつても、いまだ明らかになっていないことのあらわれといえます。

また、実態調査の重要性も力説されています。

加害企業は、実態調査をすれば、被害が明らかになり操業ができなくなるため、絶対にさせません。チツソ排水から被害が生じていることは明らかなので、原因物質を特定する必要はなく、因果関係の立証に不要な化学論争をする必要はないのです。動植物の被害まで含めた実態調査を行っていくことが重要です。原発訴訟にも、実態調査が重要なのです。

また、水俣では、チツソ株式会社地域を支配し、会社なしには地元住民の生活が成り立たず被害者である多くの地元住民は被害を訴えることができませんでした。

これは、原発誘致段階から多額の交付金等地域が支配され、原発反対と言えなくなり、その結果、事故が起こつても地元住民は被害を訴えることができないことは、福島第一原発にも共通する被害です。

3 弁護士は被害者の痛みが分らないのか

馬奈木先生の話は、青法協と全国公害弁護団連絡会議の歴史にも及びました。同会議の歴史を遡れば、富山で行なわれた一九六九年七月の第一回全国公害研究会が最初であり、その際、弁護士にはイタイイタイ病の患者の本当の痛みが分からないのではないかと疑問を投げかけられたそう

です。これに対し、福岡の角銅立身先生が、司法試験に合格するために基本書を何度も理解できるまで読んだ、被害者の痛みも何度も理解できるまで聞くんだという趣旨の発言をされ、みんなが納得したそうです。

4 勝訴判決だけでは被害救済にならない

勝訴判決が確定しても、国や地方自治体は、司法と行政は違う、判決本文には従うが判決理由は誤りだなどと言って、諫早の開門はしない・泡瀬干潟は工事内容を変更して工事を続行すると言うのです。水俣も、最高裁の認定基準の指摘について国は従わないと言っているそうです。そして、国と加害企業は同一体です。原発でいえば、国と原子力ムラが同一体といえます。

川辺川ダム訴訟でも勝訴判決が確定しても建設は続行されようとしていたそうですが、弁護団が集会を通じて住民のみならず県をも味方につけ、国とたたかうことでダム建設を阻止することができたのだそうです。

馬奈木先生のご講演から感じたことは、原発訴訟においても、同様の手法で国・電力会社を打ち破ることです。その意味でも一万人原告とともに最後まで黙ることなくたたかっていかなければならないと強く感じました。

福岡支部地元企画

森野俊彦元判事講演

憲法、人権と裁判官

福岡 八木 大和



講師の森野俊彦元判事

はじめに

森野元判事は、開口一番、「もう謝礼ももらったから『やめや!』といって帰るわけにはいかんから話します」「判事のところから最高裁は怖くなかったし、今はなおさら怖くないので、なんでも話します」と会場を笑いの渦に巻き込みました。

私は、森野元判事のお話を初めて聞きました。が、その第一印象は「親しみやすく、ウイットに

富んでいる」でした。今回森野元判事からは、たくさんエピソードを伺いましたが、紙幅の都合上、印象的だった話を紹介いたします。

裁判官をめざしたきっかけ

森野元判事は、高校教師の父親のもと、「普通の家庭」に育ったそうです。ご両親は官僚か医者になることを望まれるなか、森野元判事は司法への道を選択されました。そのきっかけは、刑事訴訟法の判例として名高い「八海事件」を担当した正木弁護士とのやりとりでした。正木弁護士が「日本の裁判所は有罪ありきで絶望的だ」と言われたのに対し、若かりし森野元判事は「それではない。つまだって裁判所はよくならないんじゃないか」と恐る恐る質問すると、怖い顔をした正木弁護士から「そうなんだ」と答えられ、「質問にちや

んと答えていない。そんなんじゃないか」とモヤモヤしつつも、しかしそれでも「裁判官になってもいいな」と思ったそうです。その深いところまでお話はされませんでした。が、若かりし森野元判事の内に秘めた改革精神、反骨精神に火がついたのだと感じました。

森野元判事と青法協との出会い、そして任官

青法協会員になったのは、「憲法と人権を守りたい」という純粋な気持ちと実務修習中の恩師である梶田判事からの勧誘がきっかけだったそうです。「純粋な気持ちだったのに、この後苦難の道を歩むことになったんですね」とか、「実務修習中は看護婦さんとの交流もあったんですけどね」と、会場の笑いを誘います。

裁判官に任官するための面接では青法協会員に對して厳しい質問がなされることから、森野元判事は先輩裁判官とともに、シビアナ議論を重ね、万全の態勢で臨んだそうです。しかし、面接では「指導官は誰ですか?」と聞かれ、拍子抜けした森野元判事は、指導主任の名前は言わず、お世話になっていた梶田判事の名前を出し、面接官に怪訝な顔をされてしまったとか。さらには、当時、大阪で議論されていた「上席裁判官の公選制の導入についてどう思うか」と想定外の質問をされ、森野元判事は「裁判所の民主化のためにいいのでは

ないですか」と何とか切り返し、またもや怪訝な顔をされつつも任官することができたそうです。

初仕事は抗議署名!?

その後、赴任地である大阪地裁に行くと、待ち構えていたのは梶田判事。「ここに署名しろ」といわれ、署名したのは「宮本再任拒否事件」に関する最高裁への抗議文。森野元判事はその当手を振り返り、「初仕事が判決の署名じゃなく、最高裁への抗議文です。このへんからだんだんと自分の運命が決まっていっただけですよ」と笑っておられました。

エリートコースと裏街道、裁判官の差別

裁判官のエリートコースは①最高裁事務総局局付、②研修所教官、③最高裁調査官の三つを経験することだそうです。それに対し「裏街道」を走る裁判官とは、①青法協会員であること、②裁判官懇話会会員であること、③日本裁判官ネットワークに所属していること。森野元判事はこの三つ全部に該当し、筋金入りの裏街道をひた走っていたそうです。

森野元判事は、好きな刑事事件に携わることなく、大阪家裁、和歌山家裁を歴任され、また、同期がどんどん部総括に昇進していくなか、いつまでたっても森野元判事にはその声はかからないま

まだだったそうです。しかし、それでも一生懸命に仕事に打ち込み、特に遺産分割の分野には力を入れたとのことでした。その後、京都家裁に転勤した際、大阪高裁の事務局長から「森野さん、二カ月間だけおとなしくしててください。それであれば最高裁もやむなく『部総括』にするそうです」と諭され、何とか二カ月間を乗り切って、やっと「部総括」に昇進されたとのことでした。

最後の二年半、森野元判事は、福岡高裁民事部で初めて裁判長をすることになりました。最後に取り組んだのが、佐賀の接見国賠訴訟。検事対応を違法と断じる逆転勝訴判決を言い渡しました。森野元判事は、「刑事事件をやりたいという気持ちがあったので、最後の最後に刑事関連の事件が回ってきて嬉しかった」と言われていました。

退官後の生活と今後

森野元判事は、退官後、弁護士登録を控え、コスタリカやベトナム戦争の塹壕見学、風力発電の施設見学、原爆訴訟の東京終結集会への参加など、ご自身の興味の赴くままに行動され、また、各弁護士会からは今回のような「裁判官時代の話」を求められることが多いそうです。そんな森野元判事は、原発問題への関心が高まっており、「これから様々な集会や研究会に参加したい」と言われていました。私は九州玄海訴訟に携わってい

るので、どこかで一緒にできればと思います。

さいごに

森野元判事は、今回の講和の中で、「多数に与せず少数者のために裁判が存する」「少数者の意地を見せる」と裁判所の原則的な役割についての思いを述べられていました。さらに、過去、青法協会員として一緒に活動してきた裁判官が途中で青法協を脱会したことに触れながら「たった一人であたかえるかどうかについては、イエスでもありノーでもある。しかし同志を募ってたたかう方が大きなことができる」と力を結集させる大事さを教えて下さいました。

今回の講話で、森野元判事は何度となく会場の笑いを誘い、私たちを飽きさせることはありませんでした。しかし、森野元判事が歩まれてきた道のりは本当に険しかったのだと思います。その環境の中でも頑張り抜かれたのは「憲法と人権を守りたい」という純粋なお気持ちと「少数者の意地」という裁判所の原則的な役割への思いだったのではないかと感じました。私は、今回の森野元判事のお話を聴き、粘り強く、そして明るく前向きにたたかってきた諸先輩方の教えを請いながら、「憲法と人権を守る」純粋な気持ちを持ち続け、活動し続けていきたいと改めて心に誓った次第です。ありがとうございます。

弁済合同部会HPへの 会員所属事務所リンクのお勧め

青年法律家協会弁済士学者合同部会では、ウェブ・ホームページをリニューアル致しました。閲覧数もリニューアル前に比べて増加傾向にあります。

ホームページでは、以下のカテゴリー別に相互リンクを受け付けております。リニューアルし、注目度もアップしたホームページを是非ご活用ください。

リンクの申し込みは本部事務局までご連絡ください。なおリンクの申し込みがある場合、青法協の趣旨と目的に反しない限りリンクするようにしており、申し込みがない場合に一方的にリンクすることはしておりません。

会員の多様な活動を支える広報手段の一環としてご活用ください。

1 青年法律家協会関連

青法協各支部、地域、修習生各期部会、法科大学院生部会とリンクいたします。

2 法律家団体関連

青法協と友好関係にあったり、会員が参加している法律家団体は、青法協の目的、趣旨に反しない限りできる限り相互リンクをしています。

す。

3 会員（事務所）のホームページ

青法協会員の所属事務所等を都道府県毎、五十音順にしてリンクしています。

4 その他

前記のカテゴリーのいずれにも分類できないリンク要請については、このカテゴリーに整理しています。

会員のみなさまへ 青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

編集後記

▼いつからかハロウィンまで祝うようになったのだろうか。ハロウィンは、諸聖人の祝日の前夜（〇月三十一日）に行われる祭り（広辞苑）とのことであるが、最近では、デパートやスーパーにもジャック・オー・ランタンプリントや商品が並べられているのを目にする。もともと、子どもたちが仮装して家々を訪れてお菓子をもらったりする光景は見たことがないから、要するに商業ベースに乗せられているだけである。まったく日本人は節操がない。▼しかし、いざ二歳五ヶ月の娘が通う教室でハロウィンのパーティーがあるとなると、娘に着ぐるみを着せて、お菓子を用意し、買ったばかりの一眼レフをひっさげて参加してしまった。節操がない仲間入りをした瞬間である。▼驚いたのは、この程度のイベントでも、写真撮影ではかなり気を遣わなければならないようになっていた。他の子を写さないよう配慮が求められ、もちろんSNSへの投稿やアップロードは厳禁とされる。そのため写真を見返しても娘のアップの写真ばかりで全体の雰囲気がよく分からない。▼どこか歪んでいるような気がするが、節操がない仲間入りをしてしまった後なので大人しくしていよう。

（高木宏行）